

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求事件(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件(第2事件)

国側当事者・国(姫路税務署長)

令和6年1月30日棄却・確定

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成26年分以降の所得税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- (2) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額493万5539円及び納付すべき税額6万6700円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、令和3年3月24日付け国税不服審判所長の裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- (3) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額158万8761円及び納付すべき税額マイナス14万5000円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも令和2年6月15日付け処分行政庁の再更正処分により更正又は変更された後のもの)をいずれも取り消す。
- (4) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額125万1915円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (5) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額95万8333円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (6) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額49万2900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額12万9000円を超える

部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- (7) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成27年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額マイナス11万9300円を超える部分及び納付すべき地方消費税額マイナス3万2200円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (8) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成28年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額17万7400円を超える部分及び納付すべき地方消費税額4万7800円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (9) 処分行政庁が原告に対して令和2年3月13日付けでした、平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額16万5500円を超える部分及び納付すべき地方消費税額4万4600円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

2 第2事件

被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和元年12月17日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

処分行政庁は、原告に対し、税務調査を実施した上で、①平成26年分の帳簿書類を提示しなかったことを理由として、同年以降の所得税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を行うとともに、②平成26年分から平成29年分までの所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各更正処分並びに各更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分、③平成26年1月1日から平成29年12月31日までに係る各課税期間（以下、平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間を「平成26年課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表記する。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分並びに各更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下「本件消費税等各処分」という。これらのうち、平成26年課税期間に係る処分を「平成26年消費税等処分」といい、平成29年課税期間に係る処分を「平成29年消費税等処分」という。）を行った。原告が上記各処分に対する審査請求をしたところ、処分行政庁は、原告に対し、平成27年分の所得税等の再更正処分並びに同再更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の各変更賦課決定処分をし、国税不服審判所長は、平成26年分の所得税等の更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、原告のその余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（以下、上記再更正処分等及び上記裁決による変更後の平成26年分から平成29年分までの所得税等の各更正処分並びに各更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を「本件所得税等各処分」といい、これらのうち平成29年分に係るものを「平成29年所得税等処分」という。本件青色申告承認取消処分、本件所得税等各処分及び本件消費税等各処分を併せて「本件各処分」という。）。

第1事件は、原告が、処分行政庁が所属する被告に対し、上記税務調査には手続に重大な違

法があるから、本件各処分は違法であるなどと主張して、その全部の取消しを求める事案である。

第2事件は、原告が、上記違法な税務調査によって精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、220万円及びこれに対する不法行為の日である令和元年12月17日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙「関係法令の定め」のとおりである。なお、同別紙で用いた略語は本文中でも用いる。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 青色申告の承認

原告は、平成26年3月14日、処分行政庁に対し、平成26年分以降の各年分の所得税の申告を青色申告によることを申請し、その後、所得税法147条により、青色申告の承認があったものとみなされた。（乙1）

(2) 確定申告書及び税務代理権限証書の提出

ア 確定申告書の提出

原告は、別紙「課税の経緯（所得税等）」の「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限内に、処分行政庁に対し、平成26年分から平成29年分までの各年分の所得税等について、青色の申告書により確定申告書を提出した。また、原告は、別紙「課税の経緯（消費税等）」の「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限内に、処分行政庁に対し、平成26年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等について、確定申告書を提出した。（乙2の1～4、乙3の1～4）

イ 税務代理権限証書の提出

原告は、上記アの各確定申告書を提出する際、処分行政庁に対し、甲税理士（以下「甲税理士」という。）を税務代理人とし、平成26年分から平成29年分までの所得税等及び平成26年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等を税務代理の対象とする各税務代理権限証書（以下「本件各税務代理権限証書」という。）を提出した。（甲11の1～4、乙4の1・2）

(3) 原告に対する税務調査

ア 事前通知の欠缺

(ア) 原告は、本件各税務代理権限証書の提出時、税務代理を委任した事項に関する調査の事前通知（通則法74条の9第1項）が税務代理人に対して行われることへの同意（同条5項）をしていなかった。原告は、その後も、この点について同意をしたことはなかった。（甲11の1～4、乙4の1・2、弁論の全趣旨）

(イ) 姫路税務署の職員は、原告の平成27年分から平成29年分までの所得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等に関する実施の調査を行うに当たって、甲税理士に対して平成30年8月28日に通則法74条の9第1項各号所定の事項を通知したが、原告に対して同項所定の事項を通知しなかった。（乙5の1～3、乙5の3の2）

イ 税務調査の実施

姫路税務署の職員は、平成30年10月4日から、原告の平成27年分から平成29年分までの所得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等に関する実地の調査（通則法74条の9第1項）を実施し、平成30年12月3日以降は、原告の平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等を調査の対象に加え、令和2年3月11日まで調査を実施した（以下、一連の調査を「本件調査」といい、このうち上記ア（イ）の事前通知に掲げられた事項以外の事項である平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等に係る調査を「本件期間外調査」という。）。（乙5〔枝番を含む。〕）

ウ 調査結果の内容の説明等

姫路税務署の職員は、甲税理士に対し、令和2年3月11日、本件調査の結果の内容の説明（以下「本件結果説明」という。）とともに、修正申告の勧奨を行った。（乙5～7〔枝番を含む。〕）

（4）本件各処分

ア 本件青色申告承認取消処分

処分行政庁は、令和2年3月13日付けで、原告に対し、平成26年分以降の所得税の青色申告承認を取り消す旨の処分（本件青色申告承認取消処分）をした。（甲1）

イ 所得税等の更正処分等

処分行政庁は、令和2年3月13日付けで、原告に対し、別紙「課税の経緯（所得税等）」の「更正処分等」欄記載のとおり、所得税等について各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（本件所得税等各処分）をした。（甲2、4、7、9）

ウ 消費税等の更正処分等

処分行政庁は、令和2年3月13日付けで、原告に対し、別紙「課税の経緯（消費税等）」の「更正処分等」欄記載のとおり、消費税等について各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（本件消費税等各処分）をした。（甲3、6、8、10）

（5）審査請求等

ア 審査請求

（ア）原告は、令和2年4月6日、国税不服審判所長に対し、上記（4）イ、ウの各処分について審査請求をした。（乙8の1）

（イ）原告は、令和2年6月2日、国税不服審判所長に対し、上記（4）アの処分について審査請求をした。（乙8の2）

イ 平成27年分の所得税等の更正処分等

処分行政庁は、令和2年6月15日付けで、原告に対し、別紙「課税の経緯（所得税等）」の「再更正処分等」欄記載のとおり、平成27年分の所得税等に係る再更正処分並びに同再更正処分に伴う過少申告加算税及び重加算税の各変更賦課決定処分をした。（甲5）

ウ 裁決

国税不服審判所長は、上記ア（ア）及び（イ）の審査請求を併合し、令和3年3月24

日付で、別紙「課税の経緯（所得税等）」及び「課税の経緯（消費税等）」の各「裁決」欄記載のとおり、平成26年分の所得税等の更正処分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲16）

エ 訴えの提起

原告は、令和3年9月18日、第1事件の訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

4 争点

(1) 第1事件について

- ア 本件調査における違法事由と本件調査を基礎とする処分の効力との関係（争点1）
- イ 所得税法150条1項1号の事由の有無（本件青色申告承認取消処分関係）（争点2）
- ウ 消費税法30条7項の事由の有無（平成26年消費税等処分関係）（争点3）
- エ 前受金の有無（平成29年所得税等処分及び平成29年消費税等処分関係）（争点4）

(2) 第2事件について

- ア 本件調査の国家賠償法上の違法性（争点5）
- イ 損害（争点6）

5 争点に関する当事者の主張

(1) 本件調査における違法事由と本件調査を基礎とする処分の効力との関係（争点1）について

【原告の主張】

以下のとおり、本件調査の手続には重大な違法があるから、処分行政庁は、本件調査によって収集された資料を本件各処分の基礎として用いることはできない。処分行政庁は、用いることができない資料をもとに本件各処分をしたか、実質的に税務調査をすることなく本件各処分をしたと評価することができるから、本件各処分はいずれも違法である。

ア 原告に対する事前通知の欠缺

姫路税務署の職員が原告に対して通則法74条の9第1項所定の事前通知を行わなかったことは、重大な違法と評価される。

イ 反面調査の違法性

反面調査は二次的な調査であるから、その実施には、納税義務者に対する調査だけでは資料が不足するなど、その必要性を根拠付ける事情が存在することを要する。原告に対する事前通知がされずに税務調査が行われたこと、帳簿書類の提示要求が下記エのとおり違法に行われたこと、反面調査が事前通知に掲げられた事項以外の事項について実施されたことに照らすと、姫路税務署の職員が原告に対して実施した反面調査は、社会的相当性を逸脱し、公序良俗に違反すると評価することができるから、違法・無効である。

ウ 本件期間外調査の違法性

(ア) 姫路税務署の職員は、事前に甲税理士に対してのみ調査の対象期間を5年にする旨を告げ、原告に対して事前通知に掲げられた事項以外の事項を質問検査の対象とすることを告げなかった。

(イ) 姫路税務署の職員は、甲税理士から事前通知に掲げられた事項以外の事項について非違が疑われることの説明を求められたにもかかわらず、回答しなかった。かかる経緯に照らすと、姫路税務署の職員は、事前通知に掲げられた事項以外の事項について非違の

疑いが認められないのに調査を行った。

エ 臨場調査の違法性

(ア) 通則法 74 条の 2 の質問検査権の行使は任意調査であるから、税務署の職員が納税義務者の事務所又は居所に立ち入るときは、納税義務者の同意を要する。

ところが、姫路税務署の職員は、平成 31 年 4 月 23 日、同月 25 日、令和元年 6 月 10 日、同年 7 月 19 日、同月 22 日、同年 9 月 9 日、同月 11 日、令和 2 年 2 月 25 日、原告の同意なく臨場調査をしようとした。

(イ) 本件調査では、上記アのとおり原告に対する適法な事前通知がなされていないから、姫路税務署の職員は、原告の自宅を訪問して税務調査を実施する場合、通則法 74 条の 9 第 1 項に基づき事前通知を行う義務を負う。ところが、姫路税務署の職員はこのような事前通知を怠った。

オ 帳簿書類の提示要求の違法性

(ア) 姫路税務署の職員は、事前の予告なく原告の自宅を訪問して連絡箋を郵便受けに投函するという方法で帳簿書類等の提示を求めた。質問検査権の行使は、間接強制調査の性質を有し、正当な理由がなく帳簿書類などの提示の要求に応じない場合は罰則の適用がある（通則法 128 条）から、このような方法による帳簿書類等の提示要求は違法である。

(イ) 上記（ア）のとおり質問検査権の性質からすると、憲法 31 条の適正手続の見地に照らし、税務職員は、納税義務者に対し、質問検査権の行使の都度、刑罰による制裁を告知することを要する。ところが、姫路税務署の職員は、質問検査権を行使した際、原告に対し、このような告知をしなかった。

カ 質問検査における回答義務違反

上記オ（ア）のとおり質問検査権の性質からすると、質問検査を受ける納税義務者及びその税務代理人は、質問検査権の行使について疑問を有するときは質問する権利を有する。それにもかかわらず、姫路税務署の職員は、甲税理士からの本件調査の適法性の有無に関する質問に回答しなかった。また、本件調査の担当者が甲税理士からの面会要求を拒否した点も違法である。

キ 本件結果説明における回答義務違反

通則法の趣旨や通達の定めに照らすと、税務職員は、調査結果の内容の説明に際し、納税義務者の理解が得られるよう説明を行い、納税義務者から質問があれば分かりやすく回答する義務を負う。本件調査において、甲税理士は、平成 29 年分の A 株式会社（以下「A」という。）からの前受金が存在しないという処分行政庁の認定について説明を求めたが、姫路税務署の職員は、書面を読み上げるだけの説明に終始し、上記回答義務に違反した。

ク 修正申告の勧奨の違法性

姫路税務署の職員は、本件結果説明をした際、甲税理士に対し、本件結果説明で示された内容を確認するための猶予を与えなければならないにもかかわらず、これを怠り、翌日までに修正申告をするよう勧奨した。

【被告の主張】

税務調査に係る手続上の瑕疵は、原則として、更正処分や加算税の賦課決定処分に影響

を及ぼさず、例外的に、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど、重大な違法を帯びる場合に限り、これらの処分取消原因となる。以下のとおり、原告に対する事前通知を欠いたことは重大な違法に当たらず、その余の本件調査の手続に違法はない。

ア 原告に対する事前通知の欠缺について

姫路税務署の職員が原告から税務代理権限を付与されていた甲税理士に事前通知を行ったこと、甲税理士の立会いの下で原告に対する質問検査等が行われたこと等に照らすと、原告に対する事前通知を欠いたことが重大な違法を帯びるものということとはできない。

イ 反面調査の違法性について

下記ウ、エのとおり、本件期間外調査や原告の自宅に臨場しての帳簿書類の提示要求は適法であるから、反面調査が違法であるという原告の主張は前提に誤りがある。また、姫路税務署の職員は、原告から提出された平成27年から平成29年までの各総勘定元帳をはじめとする帳簿書類を検査した結果、外注費の架空計上の非違が疑われたため、原告が調査に応じるか否かにかかわらず、反面調査を行う必要があった。

ウ 本件期間外調査の違法性について

税務職員は、実地の調査により事前通知に掲げられた事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、通則法74条の9第4項に基づき、改めての事前通知や非違の内容の説明をすることなく、質問検査等を行うことができる。

姫路税務署の職員が反面調査を行った結果、平成27年分から平成29年分までの所得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等について、原告が支払ったとする多数の外注費が架空のものである疑いが生じた。このような外注費の計上は多数かつ継続的であったことから、平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等についても非違の疑いが存在したといえる。したがって、姫路税務署の職員は、事前通知に掲げられた事項以外の事項について、事前通知なく質問検査等を行うことができ、本件期間外調査は適法である。なお、姫路税務署の職員は、甲税理士に対し、疑われる非違の内容について説明を行った。

エ 臨場調査の違法性について

(ア) 姫路税務署の職員は、臨場調査をしようとしたが、原告の自宅に立ち入っていないから、原告の主張は前提を欠く。

(イ) 通則法74条の9第1項は、初回の実地の調査を開始する日時に先立って事前通知をする必要があることを定めるものであり、臨場が複数回に及ぶ場合にその都度事前通知をする必要があることを定めるものではない。原告に対する初回の実地の調査は平成30年10月4日の臨場調査であるところ、姫路税務署の職員が2回目以降の実地の調査において原告に対する事前通知を行わなかったことは、手続上の瑕疵に当たらない。

オ 帳簿書類の提示要求の違法性について

(ア) 帳簿書類の提示要求の方法は法定されておらず、税務職員の裁量に委ねられている。本件調査において、姫路税務署の職員は、原告の自宅に臨場したが、不在であったため、原告に対して連絡箋の交付又は口頭により帳簿書類の提示を求めることができなかった。このような状況下において、姫路税務署の職員が原告に提示要求を認識させるための方法として連絡箋を投函したことには合理性があり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用はない。

(イ) 上記エ(イ)のとおり、通則法74条の9第1項は、臨場が複数回に及ぶ場合にその都度事前通知をする必要があることを定めるものではない。姫路税務署の職員が2回目以降の実地の調査において事前通知を行わなかったことは手続上の瑕疵に当たらない。

カ 質問検査における回答義務違反について

通則法128条2号は、原告が主張するような税務代理人の質問権を根拠付ける規定ではなく、質問検査の相手方となった納税義務者から質問された税務職員の回答義務を根拠付ける規定でもない。姫路税務署の職員が回答義務に違反したという原告の主張は理由がない。

キ 本件結果説明における説明義務違反について

調査結果の内容の説明の方式は、法定されていないから、税務職員の裁量に委ねられている。本件調査において、姫路税務署の職員は、甲税理士に対し、調査結果の内容の説明を調査結果の説明書に基づき口頭で行っており、これが不合理であるとは認められない。

ク 修正申告の勧奨の違法性について

通則法74条の11第3項後段は、修正申告書を提出することができる期間を事実上画することになる更正決定の時期について規定していないから、姫路税務署の職員が甲税理士に対して修正申告を行う意思があるか否かを翌日までに明らかにするよう求めて修正申告の勧奨を行ったことは違法ではない。なお、甲税理士は、本件調査の期間中、姫路税務署の職員に対し、一貫して、修正申告を行う意思がないことを表明していたから、姫路税務署の職員の上記勧奨に違法な点がないことは明らかである。

(2) 所得税法150条1項1号の事由の有無(本件青色申告承認取消処分関係)(争点2)について

【被告の主張】

青色申告の承認を受けた者が、所得税法148条1項に規定する帳簿書類を質問検査に当たって適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同法150条1項1号の青色申告承認取消事由に該当する。そして、青色申告の承認を受けた者が、正当な理由なく税務職員による帳簿書類の提示要求に応じないような場合には、検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて帳簿書類を保存していなかった場合に当たる。

原告は、本件調査において、姫路税務署の職員から、適法に平成26年分の帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、同帳簿書類の提示を拒み続けた。そうすると、原告は、同帳簿書類を質問検査に当たって適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきであり、本件は所得税法150条1項1号に該当する。

【原告の主張】

上記(1)【原告の主張】のとおり、本件調査の手続には重大な違法があり、姫路税務署の職員の原告に対する平成26年分の帳簿書類の提示の要求は適法に行われていないから、原告が平成26年分の帳簿書類を提示しなかったことには正当な理由がある。処分行政庁が原告につき所得税法150条1項1号に該当する事実があると判断したことは違法である。

(3) 消費税法30条7項の事由の有無(平成26年消費税等処分関係)(争点3)について

【被告の主張】

事業者が、消費税法施行令50条1項の定めるとおり、消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを質問検査に当たって適時に提示することが可能なように所定の期間及び場所において態勢を整えて保存していなかった場合は、同項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たる。そして、消費税の税務調査の際に税務職員が事業者に対し帳簿又は請求書等を提示するよう求めたが、事業者がこれに応じなかった場合は、税務職員による検査に当たって適時に提示することができる状態で帳簿を保管していない場合に当たる。

原告は、本件調査において、姫路税務署の職員から、適法に平成26年分の帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、同帳簿書類の提示を拒み続けた。そうすると、原告が平成26年分の帳簿書類を質問検査に当たって適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存していたということはできず、本件は、消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たる。したがって、処分行政庁が平成26年課税期間の消費税等の算定に際して控除対象仕入税額を0円としたことは適法である。

【原告の主張】

上記(1)の【原告の主張】のとおり、本件調査の手続には重大な違法があり、姫路税務署の職員の原告に対する平成26年分の帳簿書類の提示の要求は適法に行われていないから、原告が平成26年分の帳簿書類を提示しなかったことには正当な理由がある。処分行政庁が原告につき消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たるとして平成26年課税期間の消費税等の算定に際して控除対象仕入税額を0円としたことは違法である。

(4) 前受金の有無（平成29年所得税等処分及び平成29年消費税等処分関係）（争点4）について

【被告の主張】

一連の工事代金支払明細の内容に鑑みると、原告とAとの間の請負契約には、仕事の完成の程度に応じて報酬を分割して支払う出来高払特約が付されていた。そうすると、原告が平成29年にAから同請負契約に基づいて支払を受けた金員合計5616万3225円（同年11月25日に支払われた1万1016円、同年12月25日に支払われた82万5552円、同日に支払われた6万0048円の合計89万6616円を含む。）の中に前受金に当たるものは含まれていない。処分行政庁が平成29年の所得税等及び平成29年課税期間の消費税等の算定に際して上記金員の全額を原告の収入としたことは適法である。

【原告の主張】

原告は、いわゆる完成工事基準に基づき、Aから送金を受けた時期ではなく、Aから請け負った工事が完成した時期に収入を計上していた。原告がAから送付を受けた①平成29年10月分の工事代金支払明細に記載された発注番号●●の工事の金額（契約事務手数料を控除した残額）1万1016円、②同年11月分の工事代金支払明細に記載された発注番号●●の工事の金額（契約事務手数料を控除した残額）82万5552円、③同月分の工事代金支払明細に記載された発注番号●●の工事の金額（契約事務手数料を控除した残額）6万0048円の合計89万6616円については、各支払を受けた時点では、工事は完成していなかったから、これらの金員はいずれも前受金であり収入ではない。処分行政庁が平成29

年の所得税等及び平成29年課税期間の消費税等の算定に際して上記89万6616円が前受金であるにもかかわらずこれを収入としたことは違法である。税務調査の違法を理由とする本件各処分全部取消しが認められないとしても、平成29年所得税等処分及び平成29年消費税等処分は、一部が取り消されるべきである。

(5) 本件調査の国家賠償法上の違法性（争点5）について

【原告の主張】

上記(1)【原告の主張】のとおり、本件調査の手続には重大な違法がある。①姫路税務署の職員が原告に対する通則法74条の9第1項所定の事前通知を行わなかったこと、②姫路税務署の職員が法令に反する反面調査を行ったこと、③姫路税務署の職員が事前に原告に対して事前通知に掲げられた事項以外の事項を質問検査の対象とすることを告げなかったこと、④姫路税務署の職員が原告の同意なく臨場調査をしようとしたこと、⑤姫路税務署の職員が文書を投函する方法により帳簿書類の提示を求めたこと、⑥姫路税務署の職員が甲税理士からの本件調査の適法性の有無に関する質問に回答しなかったこと、⑦姫路税務署の職員が本件結果説明の際に書面を読み上げるだけの説明に終始したこと、⑧姫路税務署の職員が猶予期間を与えることなく修正申告をするよう勧奨したことは、いずれも国家賠償法1条1項の適用上違法である。

【被告の主張】

本件調査の手続は、原告に対する事前通知を欠いた点を除いて違法という余地はない。そして、公務員の行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるといえるのは、個別の国民の権利ないし法的利益が侵害されたことが必要であるところ、事前通知は、調査において踏むべき手続の一つにすぎず、これによって納税義務者が受ける利益は、法律上保護された利益に当たらない。また、仮に、納税義務者が事前通知によって受ける利益が法律上保護されているとしても、本件の事実関係の下においては、原告の権利ないし法的利益が侵害されたとはいえない。したがって、原告に対する事前通知を欠いた点についても国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえない。

(6) 損害（争点6）について

【原告の主張】

原告は、上記の違法行為により精神的苦痛を受けた。これに対する慰謝料は200万円を下らない。原告は、弁護士に本件訴訟の提起・追行を委任し、弁護士費用として20万円を要した。

【被告の主張】

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 事前通知等

ア 原告は、通則法74条の9第1項所定の事前通知を甲税理士に対してすることについて、同条5項所定の同意をしなかった。（前記前提事実（3）ア（ア））

イ 姫路税務署個人課税第●部門所属の乙上席国税調査官（以下「乙上席」という。）は、平成30年8月28日、甲税理士に対し、原告の平成27年分から平成29年分までの所

得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等について実地の調査を行う旨並びに通則法74条の9第1項所定の事項を通知し、同事項を原告本人に説明するよう依頼した。(乙5の1・1枚目、乙5の2、乙5の3の2・1頁)

(2) 本件調査の開始

ア 乙上席は、平成30年10月4日、甲税理士の事務所に臨場したところ、原告と甲税理士が同事務所にいたため、原告の平成27年分から平成29年分までの所得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等に関する実地の調査を開始した。このとき、甲税理士及び原告は、乙上席に対し、本来であれば原告に対して行うべき通則法74条の9第1項所定の通知を怠っている旨を指摘せず、実地の調査について通知がなかったため帳簿書類の提出の準備をしていない旨の説明もしなかった。乙上席は、甲税理士及び原告から上記対象期間の帳簿書類(総勘定元帳、領収書等)の提出を受けた。乙上席は、普通預金通帳の提出がなかったため、その提出を求めるとともに、次回面接日を平成30年10月18日とした。(乙5の3の2・2頁、弁論の全趣旨)

イ 乙上席は、平成30年10月18日、甲税理士に対し、①平成29年末の前受金の処理に関し、根拠資料が存在しないこと、②外注費に関し、原告の妻への生活費の送金等が外注費として計上されていたこと、③経費関係の領収書に関し、計上年に誤りがあり、家事費の多いこと等の問題点を指摘した。甲税理士は、①前受金の一部につき資料がない旨、②外注費の中には入力に誤りのあるものや妻に対する生活費の送金が含まれている旨、③経費の一部について計上年に誤りがあるものがある旨を回答した。(乙5の3の2・2～4頁)

(3) 反面調査①

乙上席は、①平成30年11月6日、原告に関係する金融機関に対し、取引確認等を行うとともに、平成26年10月以降の全取引明細の提出を求め、②平成30年11月2日、原告の親族住所地等の現況を確認し、③同月26日、原告及びその妻が利用するクレジットカードを発行するクレジットカード会社に対し、取引明細の回答を求める文書を発送した。(乙5の3の2・4～6頁)

(4) 事前通知に掲げられた事項以外の事項を質問検査の対象とすることの通知

乙上席は、平成30年12月3日、甲税理士に対し、問題点等を記載した文書を交付し、不足書類を提出するよう求めるとともに、調査で判明した問題点として、①B株式会社に対する売上請求額を未払の外注費として計上していること、②妻の農協預金口座への送金や高級時計の購入代金の振込みを外注費に計上していること、③クレジットカードを利用して輸入衣類、高級時計などを購入し、クレジットカード代金の支払の全額を消耗品に計上していること、④現金支払の外注費を架空計上して、C信用金庫姫路北支店の預金口座に振替送金し、3年間で4000万円の定期預金などを増やしていることを説明した。その上で、乙上席は、甲税理士に対し、事前通知に掲げられた事項以外の事項である平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等について調査(本件期間外調査)を行う旨を伝えるとともに、早期に原告の自宅に臨場して書類等の保存状況を確認する方針であることを説明した。(乙5の1・3枚目、乙5の3の2・7頁)

(5) 反面調査②

乙上席は、平成30年12月7日、原告の取引銀行3行に臨場し、平成23年1月1日か

ら平成26年9月30日までの取引明細の提出を求めた（以下、上記（3）及び（5）記載の調査を併せて「本件反面調査」という。）。（乙5の3の2・7～8頁）

（6）帳簿書類等の提示要求とその拒否等

ア 提示要求に至るまでの経緯

（ア）姫路税務署個人課税第●部門所属の丙統括国税調査官（以下「丙統括官」という。）は、平成31年2月8日、甲税理士に対し、「調査に協力して、臨場日程等の調整をしてください。また、12月3日に調査宣言した平成26・25年分の調査にも、今後、協力してください。」などと述べたところ、甲税理士は、「そんなもの、出来るか。勝手に調査して更正したらいい。」などと述べた。（乙5の3の2・9～10頁）

（イ）甲税理士は、平成31年2月12日、姫路税務署長（処分行政庁）及び姫路税務署総務課長に対し、「当職関与先税務調査についての意見書」と題する書面を提出した。同書面には、反面調査を実施する必要性、上記（ア）の際の丙統括官の発言の趣旨について、処分行政庁の見解を回答するよう求める旨が記載されている。（乙5の3の2・10頁、乙9の1・2）

（ウ）乙上席は、平成31年4月9日及び同月12日、原告の自宅及び携帯電話に架電したが、いずれも応答はなかった。（乙5の3の2・10～11頁）

（エ）乙上席は、平成31年4月23日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、電話連絡を依頼する連絡箋を郵便受けに投函した。乙上席は、同月25日にも原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、同様の連絡箋を郵便受けに投函した。乙上席は、その際、同月23日に投函された連絡箋が郵便受けに残っていないことを確認した。（乙5の1・1枚目、乙5の3の2・11頁）

（オ）丙統括官は、令和元年5月17日、甲税理士に架電し、再度調査への協力を依頼したが、甲税理士は、「ワシも丁さんも意見書（上記（イ）参照）のとおりや。お前らが不誠実やから調査に協力するつもりはない。更正するなら更正せいや。」などと述べた。（乙5の3の2・11～12頁）

イ 1回目の提示要求とその拒否

（ア）乙上席は、令和元年6月10日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、同日付け「所得税・消費税の調査について」と題する書面（乙10の1、以下「本件連絡箋1」という。）を郵便受けに投函し、平成25年分から平成29年分までの所得税等の確定申告書及び平成25年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等の確定申告書の基になる帳簿書類等を令和元年6月24日までに提示するよう求めた（以下「本件提示要求1」という。）。（乙5の1・1枚目、乙5の3の2・13頁、乙10の1）

（イ）丙統括官は、令和元年6月11日、甲税理士に架電した。甲税理士が「わしが言いたいのは、調査宣言を3年と言っておきながら、勝手に5年に遡って銀行調査したやろ。そんなことが許されるのか、ということや。」と述べたのに対し、丙統括官が、本件期間外調査に問題がない旨を回答した上で、「この調査に協力していただく気はないのですか。」と問うと、甲税理士は「もう更正してくれ。それしかない。最後まで争うわ。勝手にしろ。」と述べた。（乙5の3の2・14頁）

(ウ) 甲税理士は、丙統括官及び乙上席に対し、令和元年6月12日付け書面(乙11)を送付した。同書面には、反面調査の実施及び事前通知に係る期間を超えて調査対象期間を5年遡及することの具体的根拠並びに原告の配偶者の不動産購入履歴を調査した根拠を回答するよう記載されている。さらに、甲税理士は、同月27日、丙統括官に対し、「反面調査の件と関係のない奥さんの不動産の購入履歴まで調査した根拠を説明しろ、と言うてるんや。」「納得のいく説明があったら協力する言うてんねん。」「お前では話にならん。署長を出せ。」「更正でもなんでもせいや。」などと述べた。(乙5の3の2・15～16頁、乙11)

ウ 2回目及び3回目の提示要求とその拒否

(ア) 乙上席は、令和元年7月19日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、本件連絡箋1と同内容を記載した同日付け「所得税・消費税の調査について」と題する書面(乙10の2、以下「本件連絡箋2」という。)を郵便受けに投函し、帳簿書類等を同年8月2日までに提示するよう求めた(以下「本件提示要求2」という。)(乙5の1・1枚目、乙5の3の2・17頁、乙10の2)

(イ) 乙上席は、令和元年7月22日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、本件連絡箋1と同内容を記載した同日付け「所得税・消費税の調査について」と題する書面(乙10の3、以下「本件連絡箋3」という。)を郵便受けに投函し、帳簿書類等を同年8月2日までに提示するよう求めた(以下「本件提示要求3」という。)。乙上席は、その際、投函済みの連絡箋が郵便受けに残っていないことを確認した。(乙5の1・2枚目、乙5の3の2・17頁、乙10の3)

(ウ) 甲税理士は、令和元年7月22日、姫路税務署長等に対し、「当職関与先調査について」と題する書面(乙12の1・2)を提出した。同書面には、本件調査は違法及び不当であるので早急に対処されたい旨が記載されている。

(エ) 姫路税務署個人課税第●部門所属の戊統括国税調査官(以下「戊統括官」という。)は、令和元年7月26日、甲税理士の事務所に架電し、担当統括官が交代した旨を伝えた。甲税理士は、戊統括官に対し、「文書にも書いてあるが、今回の調査は明らかに違法な調査である。」「5年遡及するのであれば、それなりの理由が必要だろう。それを、何ひとつ納得のいく説明もせず、勝手に5年遡及してるやないか。」「今となつては、修正する気などない。反面調査でも更正でも好きなようにしたらいい。」などと述べた。(乙5の3の2・17～18頁)

エ 4回目及び5回目の提示要求とその拒否

(ア) 乙上席は、令和元年9月9日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、本件連絡箋1と同内容を記載した同日付け「所得税・消費税の調査について」と題する書面(乙10の4、以下「本件連絡箋4」という。)を郵便受けに投函し、帳簿書類等を同月20日までに提示するよう求めた(以下「本件提示要求4」という。)(乙5の1・2枚目、乙5の3の2・20頁、乙10の4)

(イ) 乙上席は、令和元年9月11日、原告の自宅に臨場したが、応答がなかったため、原告は不在であると判断し、本件連絡箋1と同内容を記載した同日付け「所得税・消費税の調査について」と題する書面(乙10の5、以下「本件連絡箋5」という。)を郵便受けに投函し、帳簿書類等を同月20日までに提示するよう求めた(以下「本件提示要

求5」という。)。乙上席は、その際、投函済みの連絡箋が郵便受けに残っていないことを確認した。(乙5の1・2枚目、乙5の3の2・21頁、乙10の5)

(ウ) 甲税理士は、令和元年9月11日、乙上席に対し、「勝手に反面調査をして違法ではないか。」「調査には協力できないし帳簿も提出しない。」などと述べた。(乙5の3の2・21～22頁)

(エ) 甲税理士は、令和元年9月19日、処分行政庁に対し、「通告書」と題する書面(乙13)を内容証明郵便により送付した。同書面には、本件調査は違法かつ不当である旨が記載されている。

オ 6回目の提示要求とその拒否

戊統括官は、令和元年12月17日、甲税理士と面接し、「改めてお聞きしますが、調査に協力していただき、平成26年分から平成29年分までの帳簿書類をご提示いただけませんか。」と述べ、帳簿書類等の提示を求めた(以下「本件提示要求6」といい、本件提示要求1～6を併せて「本件各提示要求」という。)。甲税理士は、「今更協力できるか。帳簿書類も提示しないので更正するならするでさっさと処理してくれ。」などと述べ、帳簿書類等の提示を拒否した。(乙5の3の2・27～29頁)

(7) 調査結果の内容の説明等

ア 原告は、令和2年3月11日、処分行政庁に対し、原告への通則法74条の11第1項から3項までに規定する通知等に代えて、甲税理士への通知等を行うことにつき、同条4項に基づく同意をする旨の書面を提出した。(乙5の1・4枚目、乙5の3の2・33頁、乙6)

イ これを受けて、戊統括官は、令和2年3月11日、甲税理士に対し、通則法74条の11第2項、4項に基づき、調査結果の説明書(乙7の1の1・2)を読み上げる方法により調査結果の内容の説明(本件結果説明)をするとともに、同条3項、4項に基づき、修正申告を勧奨した。このとき、戊統括官は、甲税理士に対し、同月12日までに修正申告書の提出がない場合は同月13日以降に更正処分が行われることになる旨を告げた。(乙5の1・4枚目、乙5の3の2・34頁、乙7の1・2)

2 本件調査における違法事由と本件調査を基礎とする処分の効力との関係(争点1)について

(1) 判断枠組み

税務調査の手続は、租税の公平かつ確実な賦課徴収のために課税庁が課税要件等の内容を構成する具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であって、課税処分とは本来的に別個のものである。そうすると、税務調査の手続の瑕疵は、原則として更正処分の効力に影響を及ぼすものではなく、例外的に、税務調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びる場合に限り、更正処分の取消事由となるものと解するのが相当である。

(2) 事前通知の欠缺について

ア 原告は、調査の事前通知が税務代理人に対して行われることへの同意をしていないにもかかわらず、姫路税務署の職員は、本件調査を実施するに当たって、原告に対し、通則法74条の9第1項各号所定の事項を通知しなかった(前記前提事実(3)ア)。本件調査には、同項に違反する瑕疵がある。

イ 他方、原告は、本件調査に先立ち、処分行政庁に対し、甲税理士を税務代理人とする本

件各税務代理権限証書を提出している（前記前提事実（２）イ）ところ、乙上席は、本件調査の開始日の１か月以上前に、甲税理士に対し、原告の平成２７年分から平成２９年分までの所得税等及び平成２７年課税期間から平成２９年課税期間までの消費税等について実地の調査を行う旨並びに通則法７４条の９第１項所定の事項を通知した（上記１（１）イ）。さらに、乙上席は、上記通知の際、原告の都合のつく日に実地の調査を行う旨を伝えた上で（乙５の３の２）、甲税理士に対して上記通知の際に通知した事項を原告に説明するよう依頼した（上記１（１）イ）。そして、乙上席が平成３０年１０月４日に甲税理士の事務所に初めて臨場した際、原告がその場におり（上記１（２）ア）、実地の調査の開始に当たって、甲税理士及び原告本人は、乙上席に対し、原告に対する事前の通知が行われていない旨を指摘せず、乙上席に対し、実地の調査に必要な帳簿書類（総勘定元帳、領収書等）を交付した（上記１（２）ア）。これらの事実によれば、甲税理士は、同日までに、原告に対し、実地の調査が実施されることを伝えるとともに、原告に対し、必要な帳簿書類を準備するよう指示したものと認められる。そうすると、本件調査は、調査手続の透明性を確保し、納税義務者の予見可能性を高めるという事前通知の趣旨を著しく没却する状態で行われたと評価することはできない。

したがって、本件調査において原告への事前通知を欠いたことは、違法ではあるものの、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の程度を越えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びるものであったとはいえないから、これが本件各処分取消事由になるとはいえない。

ウ 原告は、本件調査には原告に対する事前通知を欠く瑕疵があるから、その後の本件調査の各手続はいずれも違法であり、原告との関係で効力を生じない旨主張する。

しかし、税務調査は、課税庁が課税要件等の内容を構成する具体的事実の存否を調査する手段として認められた事実行為としての性質を有することを踏まえると、その手続の一部に瑕疵があることで他の調査手続の適法性が影響を受けることはない（当該瑕疵が、課税処分取消事由となるかを検討すれば足りる。）というべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

したがって、以下では、このような観点から、本件調査における他の手続上の固有の瑕疵があるか否かを検討する。

（３）本件反面調査の違法性について

ア 質問検査の範囲、程度、時期、場所等、実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきである（最高裁判所昭和４８年７月１０日第三小法廷決定・刑集２７巻７号１２０５頁（以下「昭和４８年最判」という。）、最高裁判所昭和５８年７月１４日第一小法廷判決・訟務月報３０巻１号１５１頁参照）。

そして、所得税等及び消費税等に関する調査の対象者を納税義務者（国税通則法７４条の２第１項１号イ、３号イ）に限定するか、取引関係者等（同項１号ハ、３号ロ）に広げるといふ実施の細目についても、実定法上特段の定めがないから、社会通念上相当な限度にとどまる限り、税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、本件調査において、姫路税務署の職員が平成３０年１０月

4日に原告から提出を受けた帳簿書類（総勘定元帳、領収書等）を検討した結果、同月18日までに、原告には、平成29年末の前受金の処理について根拠資料が存在しないこと、原告の妻への生活費の送金が外注費として計上されていたこと、経費関係の領収書に関して計上年に誤りがあるものがあり、家事費に関するものが多いことが判明した。そして、乙上席は、同月18日、甲税理士に対し、これらの点を指摘したところ、甲税理士は、前受金の中には資料がないものがあること、妻への生活費の送金が外注費に計上されていること、経費の中に計上年に誤りのあるものが含まれていることを述べた（上記1（2）イ）。これらの事実によれば、原告の平成27年分から平成29年分までの所得税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等については、収入の過少計上及び経費の過大計上が疑われる状況にあったといえる。

そうすると、姫路税務署において、原告に対する所得税等及び消費税等の賦課・徴収のために、原告と金融機関との間の預金取引、原告の親族住所地等の現況、原告及び原告の妻が利用するクレジットカードの取引内容についての客観的な資料を収集する必要性があったといえることができる。また、調査の方法は、これらの取引等の内容を把握するために社会通念上相当な限度内のものであるといえる。

したがって、乙上席が本件反面調査を実施したことは、その合理的な裁量の範囲内であったと認められる。

なお、証拠（乙5の3の2、乙6）によれば、姫路税務署の職員は、本件調査において、本件反面調査以外にも、令和元年5月23日から令和2年2月3日までの間、原告から売上げを示す資料の提出がない取引、外注費を示す資料の提出がない取引について、複数回にわたり、当該取引先やクレジットカード会社に照会文書を発送する方法による反面調査を実施したことが認められる。これらについても、いずれも社会通念上相当な限度内のものであるといえる。

ウ 原告は、姫路税務署の職員が原告に対して適切な質問検査権を行使すれば、原告の取引先に対する反面調査は必要がなかった旨主張する。

しかし、調査の対象者を原告に限定するかどうかは、姫路税務署の職員の合理的な裁量に属する。姫路税務署の職員が金融機関等に対する取引確認等に先立ち原告に対する質問検査権を行使しなかったことをもって、裁量の範囲を逸脱・濫用したということとはできない。したがって、原告の主張は採用することができない。

（4）本件期間外調査の違法性について

ア 税務職員は、所得税又は消費税に関する調査について必要があるときは、質問検査を行うことができ（通則法74条の2第1項柱書）、実地の調査により事前通知した事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には当該事項を改めて事前通知することなく質問検査等を行うことができる（通則法74条の9第4項）。通則法74条の9第4項は、一定の事項について事前通知の内容に含まれていなかったとしても、調査着手後に非違が疑われる場合には当該事項についても質問検査等を行うことができることを確認的に規定したものであると解されるから、同項にいう「非違が疑われることとなった場合」は、通則法74条の2第1項にいう「調査について必要があるとき」と同旨をいうものと解される。

そして、「調査について必要があるとき」とは、税務職員において、当該調査の目的、

調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、調査の客観的な必要性があると判断される場合をいうものと解するのが相当である（昭和48年最判参照）。

イ これを本件についてみると、上記（3）イによれば、平成30年12月3日（本件期間外調査の開始日）までに、原告には、平成27年分から平成29年分までの所税等及び平成27年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等について、架空の外注費を計上する方法により経費を過大に計上しているとの疑いが生じており、この疑いは合理的根拠に基づくものであった。このような処理は継続的に行われており、それ以前に同様の処理が行われていないと判断し得る事情があったとはいえないことに照らせば、原告には平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等についても同様の方法による不正な処理の疑いが生じていたと評価することができる。そうすると、姫路税務署の職員において本件期間外調査を実施する客観的な必要性があったといえる。また、姫路税務署の職員は、このような非違が疑われる事項を改めて原告に事前通知することなく質問検査を行うことができる。したがって、本件期間外調査は適法である。

（5）臨場調査の違法性について

上記1の認定事実によれば、乙上席は、平成31年4月23日、同月25日、令和元年6月10日、同年7月19日、同月22日、同年9月9日、同月11日、原告の自宅に臨場したが、これらいずれの日においても、原告の自宅に立ち入っていないことが認められる。

また、通則法74条の9第1項は、実地の調査を行う場合に事前通知をしなければならないことを定めるものであって、実地の調査が継続して行われる場合において、税務職員が臨場する都度、事前通知をすることを義務付けるものではない。そうすると、乙上席が上記のとおり原告の自宅に臨場するに際して事前通知をしなかったことは、同項の規定に違反するものではない。

したがって、上記の臨場調査はいずれも適法である。

（6）帳簿書類の提示要求の違法性について

ア 通則法は、税務職員は、所得税又は消費税に関する調査について必要があるときは、納税義務者の事業に関する帳簿書類の提示を求めることができる旨規定する（同法74条の2第1項）が、提示を求める具体的な方法について特段の定めを置いていないから、その方法は、社会通念上相当な限度にとどまる限り、税務職員の合理的選択に委ねられているというべきである（昭和48年最判参照）。

イ これを本件についてみると、上記（4）によれば、原告には、令和元年6月10日（本件提示要求1を行った日）までに、平成25年分及び平成26年分の所得税等並びに平成25年課税期間及び平成26年課税期間の消費税等について非違の疑いが生じていた。ところが、甲税理士は、平成31年2月8日以降、乙上席に対し、本件調査に協力しない意思を明確に表明していた（上記1（6）ア）。そうすると、乙上席において、原告に対し、平成25年分から平成29年分までの所得税等の確定申告書及び平成25年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等の確定申告書の基になる帳簿書類の提示を求めるといった必要性があったと認められる。また、原告が乙上席からの電話に応答せず、電話連絡を求める旨が記載された連絡箋に回答しなかったこと（上記1（6）ア）からすれば、事前の予告

なく原告の自宅を訪問して連絡箋を投函するという方法は、社会通念上相当な範囲内のものというべきである。そうすると、乙上席が事前の予告なく原告の自宅を訪問し、本件連絡箋1を郵便受けに投函する方法によって本件提示要求1を実施したことは、その合理的な裁量の範囲内であったと認められる。

そして、上記1(6)イによれば、甲税理士及び原告は、本件提示要求1が行われたことを知ったにもかかわらず、帳簿書類の提示に応じなかったこと、甲税理士は、一貫して本件調査に協力しない意思を明確に表明したことが認められる。そうすると、乙上席が引き続き事前の予告なく原告の自宅を訪問し、本件連絡箋1と同内容の書面を郵便受けに投函する方法によって、4回にわたり帳簿書類の提示を求めた行為(本件提示要求2~5)は、その合理的な裁量の範囲内であったと認められる。

ウ 原告は、憲法31条の適正手続の見地から、姫路税務署の職員は、質問検査権を行使する都度、原告に対し、刑罰による制裁を告知する義務を負うにもかかわらず、これを怠った旨主張する。

しかし、税務職員が納税義務者に対して質問検査権を行使する際に刑罰による制裁を告知することは法律に定められていないから、原告の上記主張は採用することができない。

(7) 質問検査における回答義務違反について

ア 原告は、姫路税務署の職員には甲税理士からの調査の必要性等に関する質問に対して回答する義務があった旨主張し、その根拠として、①質問検査権の行使が刑罰による制裁(通則法128条)を伴うこと、②平成23年12月の通則法の改正の目的が調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める点にあること、③国税庁長官の定める「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)」(甲20、以下「本件通達」という。)に納税者の理解と協力を得る必要がある旨記載があることを指摘する。

しかし、①については、通則法128条2号が質問検査の拒否・妨害について罰則を課した趣旨は、納税義務者に対して間接的に質問検査に対する答弁を強制する点にあると考えられるから、同号が納税義務者又は税務代理人の質問権を根拠付ける規定であると解するのは相当でない。また、②については、通則法に具体的な根拠規定がないにもかかわらず納税義務者又は税務代理人に質問権があるとはいえない。③については、本件通達のうち原告が指摘する箇所は、税務署職員が納税義務者に対して行う事前通知や調査の結果の内容の説明の際の基本的な姿勢を示したものにすぎないから、上記箇所の定めから一般的に納税義務者又は税務代理人に質問権があるという解釈を導くことはできない。そして、税務職員の納税義務者に対する回答義務は法定されていないのであるから、原告の上記主張は採用することができない。

イ 税務職員が納税義務者又は税務代理人の質問に回答するか否かは、社会通念上相当な限度にとどまる限り、その合理的な裁量に委ねられているというべきである(昭和48年最判参照)。

これを本件についてみると、甲税理士は、平成31年2月12日、令和元年6月12日及び同年7月22日に、処分行政庁に対し、本件反面調査や本件期間外調査の必要性等について質問した(上記1(6)ア(イ)、イ(ウ)、ウ(ウ))。他方で、上記(3)イのとおり、原告には外注費の架空計上等の不正を行っている疑いが生じていたのであるから、乙上席が本件反面調査や本件期間外調査の必要性の根拠を説明すれば、説明された内容を

基に不正に関する資料の滅失、隠匿が行われ、ひいては租税の公平かつ確実な賦課徴収という税務調査の目的が害される危険があったといえる。なお、乙上席は、本件反面調査に先立ち、甲税理士に対し、平成29年末の前受金の処理に関して根拠資料が存在しないこと、原告の妻への生活費の送金等が外注費として計上されていること、経費の計上年に誤りがあり、かつ家事費が多いといった問題点を指摘したから（上記1（2））、非違が疑われる事項を指摘して反面調査を要する理由を告知したといえる。また、乙上席は、本件期間外調査に先立ち、甲税理士に対し、調査で判明した問題点として、取引先に対する売上請求額が未払の外注費として計上されていること、妻名義の金融機関への送金や高級時計の購入代金の送金が外注費に計上されていること、輸入衣類、高級時計などの購入に係るクレジットカード代金の支払が消耗品費に計上されていること、外注費を架空計上して金融機関の預金口座に送金する方法により3年間で4000万円の定期預金が形成されていることを指摘したから（上記1（4））、非違が疑われる事項を告知したといえる。そうすると、処分行政庁が甲税理士の上記の質問に回答しなかったとしても、このことは、税務職員の合理的な裁量の範囲内であったと認められる。

（8）本件結果説明における回答義務違反について

ア 税務職員は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、納税義務者（納税義務者の同意があるときは税務代理人）に対し、調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明することを要する（通則法74条の11第2項）。

これを本件についてみると、戊統括官は、令和2年3月11日、原告から通則法74条の11第4項に基づく同意を受けた甲税理士に対し、調査結果の説明書を読み上げる方法により本件調査結果の内容を説明した（上記1（7））。そして、上記説明書には、更正決定をすべきと認めた額及びその理由が記載されている（乙7の1の1・2）。そうすると、戊統括官が上記のとおり行った説明は、通則法74条の11第2項の要件を充足し、適法である。

イ これに対し、原告は、姫路税務署の職員は書面を読み上げるだけの説明に終始し、納税義務者の理解が得られるよう説明を行い、納税義務者から質問があれば分かりやすく回答する義務に違反した旨主張する。

しかし、そのような行為を義務付ける規定は通則法及びその関係法令に存在しない。本件通達（甲20）には、①調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、通則法74条の11第2項に基づき、納税義務者に対し、当該非違の内容（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）について原則として口頭により説明する、②その際には、必要に応じ、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行うとともに、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答するよう努める旨を定めているが、これらの規定は、税務職員が努力すべき基本姿勢を示したもので、法的拘束力を有するものではない。なお、税務代理人に質問権が認められないのは、上記（7）アの説示のとおりである。

（9）修正申告の勧奨の違法性について

税務職員は、調査結果の内容を説明する場合において、納税義務者に対し、修正申告を勧

奨することができる（通則法74条の11第3項）。修正申告を勧奨する際にどの程度の猶予期間を与えるかは、実定法上特段の定めがないから、社会通念上相当な限度にとどまる限り、税務職員の合理的な裁量に委ねられているというべきである（昭和48年最判参照）。

これを本件についてみると、①戊統括官は、令和2年3月11日、甲税理士に対し、同月12日までに修正申告書の提出がない場合には同月13日以降に更正処分が行われることになる旨を告げたこと（上記1（7）イ）、②処分行政庁は、同月13日、原告に対し、平成26年分から平成29年分までの所得税等について各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をするとともに、平成26年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等について各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をしたこと（前記前提事実（4））が認められる。そして、甲税理士が、本件調査の期間中である平成31年2月8日から令和元年12月17日までの間、一貫して、姫路税務署の職員に対し、帳簿書類の提示を拒否して本件調査に協力しない旨の態度を示すとともに、更正処分をされても構わない旨の発言を繰り返したこと（上記1（6））に照らすと、原告は、戊統括官から上記のとおり修正申告の勧奨を受ける以前から、一貫して、修正申告を行う意思がないことを表明していたといえる。そうすると、戊統括官が甲税理士に対して本件結果説明をした際に翌日までに修正申告をするよう勧奨したことは、その合理的な裁量の範囲内であったと認められる。

(10) 小括

以上によれば、本件調査において原告への事前通知を欠いていたことは、本件各処分の取消事由には当たらない。また、本件調査において、他に手続上の固有の瑕疵があるとは認められない。

3 所得税法150条1項1号の事由の有無（本件青色申告承認取消処分関係）（争点2）について

(1) 所得税法148条1項は、青色申告の承認を受けた者に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、青色申告の承認を受けた者が税務職員の通則法74条の2の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法148条1項の規定に違反し、同法150条1項1号に該当するものというべきである（最高裁判所平成17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁参照）。

(2) これを本件についてみると、上記1（6）のとおり、姫路税務署の職員は、令和元年6月10日から同年12月17日まで、原告に対し、合計6回にわたって帳簿書類の提示を求めたが（本件各提示要求）、原告は、一貫して、本件反面調査及び本件期間外調査が違法であることを理由に帳簿書類の提示を拒み続けた。そして、上記2（3）、（4）で説示したとおり、本件反面調査及び本件期間外調査はいずれも適法である。

以上によれば、原告は、本件各提示要求に応じ難いとする理由が格別なかつたにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたといえることができる。そうすると、原告は、本件調査が行われた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、税務職員による帳簿書類の検査に

当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきであるから、所得税法150条1項1号に該当する事実がある場合に当たる。したがって、本件青色申告承認取消処分は適法である。

4 消費税法30条7項の事由の有無（平成26年消費税等処分関係）（争点3）について

(1) 事業者が、消費税法施行令50条1項の定めるとおり、消費税法30条7項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、通則法74条の2に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り（同項ただし書）、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである（最高裁判所平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁）。

(2) これを本件についてみると、上記3(2)のとおり、原告は、本件各提示要求に応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿及び請求書等の提示を拒み続けたということができる。そうすると、原告は、本件調査が行われた時点で所定の帳簿及び請求書等を保管していたとしても、税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきである。本件反面調査及び本件期間外調査はいずれも適法であるから、原告がやむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことの証明があるとはいえない。したがって、本件は、消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たる。

5 前受金の有無（平成29年所得税等処分及び平成29年消費税等処分関係）（争点4）について

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、従前から、Aとの間で、請負契約に基づく取引を行っていた。工事代金については、①原告が毎月末日締めで工事代金を請求する、②Aが工事代金を査定し、査定額を記載した工事代金明細を原告に送付する、③査定額に異議がない場合には、Aは原告に対して翌月25日に工事代金を支払うとされていた。（甲23の1～24、乙17の1、乙17の2の1～4）

イ Aは、原告に対し、平成29年1月分から同年12月分までの工事代金として合計5616万3225円を支払った。原告は、これら各月分の支払額を総勘定元帳の「売上高」の勘定科目に仕分けして記帳した。（甲23の1～12、乙17の1、乙23）

(2) 上記の認定事実によれば、原告は、Aから、平成29年1月分から同年12月分までの査定済みの工事の出来高に対応する代金として合計5616万3225円の支払を受けたことが認められる。

(3) これに対し、原告は、平成29年10月分及び同年11月分の工事代金支払明細に記載された金額のうち合計89万6616円については、各支払を受けた時点では工事は完成していなかったから、これらの金員はいずれも前受金であり収入ではない旨主張する。

しかし、原告は、Aから、出来高払いの合意に基づき請負代金の支払を受け、上記89万

6616円を含む全額を総勘定元帳の前受金の勘定科目ではなく、売上高の勘定科目に仕分けして処理していたものと認められるから、原告の主張は採用することができない。

6 本件所得税等各処分及び本件消費税等各処分の適法性について

以上によれば、本件各処分の取消事由となる手続上の瑕疵は認められず、原告が平成29年にAから支払を受けた金員の一部が前受金であるとは認められない。原告が主張するこれらの取消事由が認められない場合において、平成26年分から平成29年分までの所得税等が別紙「課税の経緯（所得税等）」の「更正処分等」、「再更正処分等」又は「裁決」欄のとおり算定され、平成26年課税期間から平成29年課税期間までの消費税等が別紙「課税の経緯（消費税等）」の「更正処分等」欄のとおり算定されることは、当事者間に争いがない。

したがって、本件所得税等各処分及び本件消費税等各処分はいずれも適法である。

7 本件調査の国家賠償法上の違法性（争点5）について

（1）事前通知の欠缺について

上記2（2）イの説示のとおり、本件調査において原告への事前通知を欠いていたが、本件調査は、調査手続の透明性を確保し、納税義務者の予見可能性を高めるという事前通知の趣旨を著しく没却する状態で行われたと評価することはできないから、事前通知が欠缺していたことにより原告の具体的な権利又は利益が侵害されたとはいえない。したがって、本件調査に先立つ原告への事前通知を欠いたことが、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

（2）その他の手続上の瑕疵について

原告は、①姫路税務署の職員が法令に反する反面調査を行ったこと、②姫路税務署の職員が事前に原告に対して事前通知に掲げられた事項以外の事項を質問検査の対象とすることを告げなかったこと、③姫路税務署の職員が原告の同意なく臨場調査をしようとしたこと、④姫路税務署の職員が文書を投函する方法により帳簿書類の提示を求めたこと、⑤姫路税務署の職員が甲税理士からの本件調査の適法性の有無に関する質問に回答しなかったこと、⑥姫路税務署の職員が本件結果説明の際に書面を読み上げるだけの説明に終始したこと、⑦姫路税務署の職員が猶予期間を与えることなく修正申告をするよう勧奨したことは、いずれも国家賠償法上違法であると主張する。しかし、上記2（3）～（9）の説示のとおり、これらはいずれも適法な調査であるから、原告の上記主張は採用することができない。

8 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 龍見 昇

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

当事者目録



5

第1事件・第2事件原告

丁



(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

団 野 克 己

同

小 野 紗 矢 香

同

藤 藪 貴 治

10

第1事件補佐人税理士

太 田 裕 之



第1事件・第2事件被告

国

(以下「被告」という。)

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

15

処 分 行 政 庁

姫 路 税 務 署 長

草 深 浩 樹

同 指 定 代 理 人

増 田 慧

同

中 村 拓 史

同

花 谷 愛 華

20

同

楠 田 光

同

宮 脇 大 輔

同

杉 浦 弘 浩

同

後 谷 尚

同

東 屋 敷 祥 世

25

同

日 高 良 子

同

荒 木 健 太 郎

関係法令の定め

第1 国税通則法（以下「通則法」という。）（ただし、平成30年法律第16号
5 及び令和2年法律第33号による改正前のもの。）

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第74条の9 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長
をいう。以下第74条の1.1（調査の終了の際の手続）までにおいて同
じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職
10 員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調
査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの
に限る。以下同条までにおいて同じ。）において第74条の2から第74
条の6まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若
しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、
15 あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある
場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項
を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」
という。）を開始する日時

20 二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

25 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定め
る事項

2、3 (略)

4 第1項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

5 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

6 (略)

第2 通則法 (令和2年法律第8号による改正前のもの。)

(調査の終了の際の手續)

第74条の11 (略)

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。(略)

4~6 (略)

第3 所得税法

(青色申告者の帳簿書類)

第148条 第143条(青色申告)の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 (略)

(青色申告の承認の取消し)

第150条 第143条(青色申告)の承認を受けた居住者につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。

(略)

一 その年における第四百四十三条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第四百四十八条第一項(青色申告者の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従って行なわれていないこと。その年

二、三 (略)

2 (略)

第4 消費税法(平成28年法律第15号による改正前のもの。)

(仕入れに係る消費税額の控除)

第30条 事業者(略)が、国内において行う課税仕入れ(略)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(略)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一～四 (略)

2～6 (略)

5 7 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

10 8～12 (略)

課税の経緯 (所得税等)

(単位：円)

項目		区分	確定申告	更正処分等	審査請求	再更正処分等	裁決
平成26年分	年 月 日		平成27年3月16日	令和2年3月13日	令和2年4月6日		令和3年3月24日
	総所得金額		4,935,539	22,306,143	全部取消し		21,309,680
	内訳 事業所得の金額		4,935,539	22,306,143			21,309,680
	納付すべき税額		66,700	5,357,200			4,950,100
	過少申告加算税の額			768,500			707,000
	重加算税の額						
年 月 日		平成28年3月9日	令和2年3月13日	令和2年4月6日			令和2年6月15日
平成27年分	総所得金額		1,588,761	15,126,911	全部取消し		12,726,911
	内訳 事業所得の金額		1,588,761	15,126,911			12,726,911
	納付すべき税額		△ 145,000	2,566,000			1,757,400
	過少申告加算税の額			57,500			14,000
	重加算税の額			756,000			612,500
	年 月 日		平成29年3月15日	令和2年3月13日			令和2年4月6日
平成28年分	総所得金額		1,251,915	24,084,031	全部取消し		棄却
	内訳 事業所得の金額		1,251,915	24,081,631			
	内訳 雑所得の金額		0	2,400			
	納付すべき税額		0	6,353,400			
	過少申告加算税の額			564,500			
	重加算税の額			843,500			
平成29年分	年 月 日		平成30年3月14日	令和2年3月13日	令和2年4月6日		令和3年3月24日
	総所得金額		958,333	23,378,988	全部取消し		棄却
	内訳 事業所得の額		958,333	23,378,988			
	納付すべき税額		0	6,092,900			
	過少申告加算税の額			150,500			
	重加算税の額			1,718,500			

(注) 納付すべき税額の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税の経緯（消費税等）

(単位：円)

項目	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	再更正処分等	裁決	
平成26年課税期間	年 月 日	平成27年3月18日	令和2年3月13日	令和2年4月6日	全部取消し	令和3年3月24日	
	消費税	課税標準額	90,833,000	91,418,000		全部取消し	棄却
		消費税額	5,074,661	4,970,365			
		控除対象仕入税額	4,581,747	0			
		納付すべき消費税額	492,900	4,970,300			
	消費税地方	課税標準となる消費税額	492,900	4,970,300			
		納付すべき地方消費税額	129,000	1,313,900			
過少申告加算税の額		818,000					
平成27年課税期間	年 月 日	平成28年3月9日	令和2年3月13日	令和2年4月6日	全部取消し	令和3年3月24日	
	消費税	課税標準額	77,792,000	73,427,000		全部取消し	棄却
		消費税額	4,900,896	4,625,901			
		控除対象仕入税額	4,773,778	3,880,143			
		納付すべき消費税額	△119,300	499,300			
	消費税地方	課税標準となる消費税額	127,100	745,700			
		納付すべき地方消費税額	△32,200	134,800			
過少申告加算税の額		15,000					
重加算税の額		217,000					
平成28年課税期間	年 月 日	平成29年3月15日	令和2年3月13日	令和2年4月6日	全部取消し	令和3年3月24日	
	消費税	課税標準額	83,181,000	92,993,000		全部取消し	棄却
		消費税額	5,240,403	5,858,559			
		控除対象仕入税額	5,062,992	4,289,163			
		納付すべき消費税額	177,400	1,569,300			
	消費税地方	課税標準となる消費税額	177,400	1,569,300			
		納付すべき地方消費税額	47,800	423,400			
過少申告加算税の額		165,500					
重加算税の額		171,500					
平成29年課税期間	年 月 日	平成30年3月14日	令和2年3月13日	令和2年4月6日	全部取消し	令和3年3月24日	
	消費税	課税標準額	82,845,000	87,476,000		全部取消し	棄却
		消費税額	5,219,235	5,510,988			
		控除対象仕入税額	5,053,711	4,011,684			
		納付すべき消費税額	165,500	1,499,300			
	消費税地方	課税標準となる消費税額	165,500	1,499,300			
		納付すべき地方消費税額	44,600	404,500			
過少申告加算税の額		59,000					
重加算税の額		392,000					

(注) 納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額の△印は、還付金に相当する税額を示す。